

# 天理市都市計画マスタープラン（第2次） の策定について



## 都市計画マスタープランについて

■天理市都市計画マスタープラン（第2次）は、都市計画法に基づく「市町村の都市計画の基本的な方針」であり、市の最上位の計画である天理市第5次総合計画を実現するための都市計画分野の計画となります。天理市の都市としての特性や課題、広域的な位置づけ、市民の意見などを踏まえつつ、天理市の都市計画の目標と基本的な方向を明確に定めることで、今後の都市づくりの指針とします。

■策定後は、住民と行政がこれを共有しながら、将来の都市づくりを実現していくことを目指します。

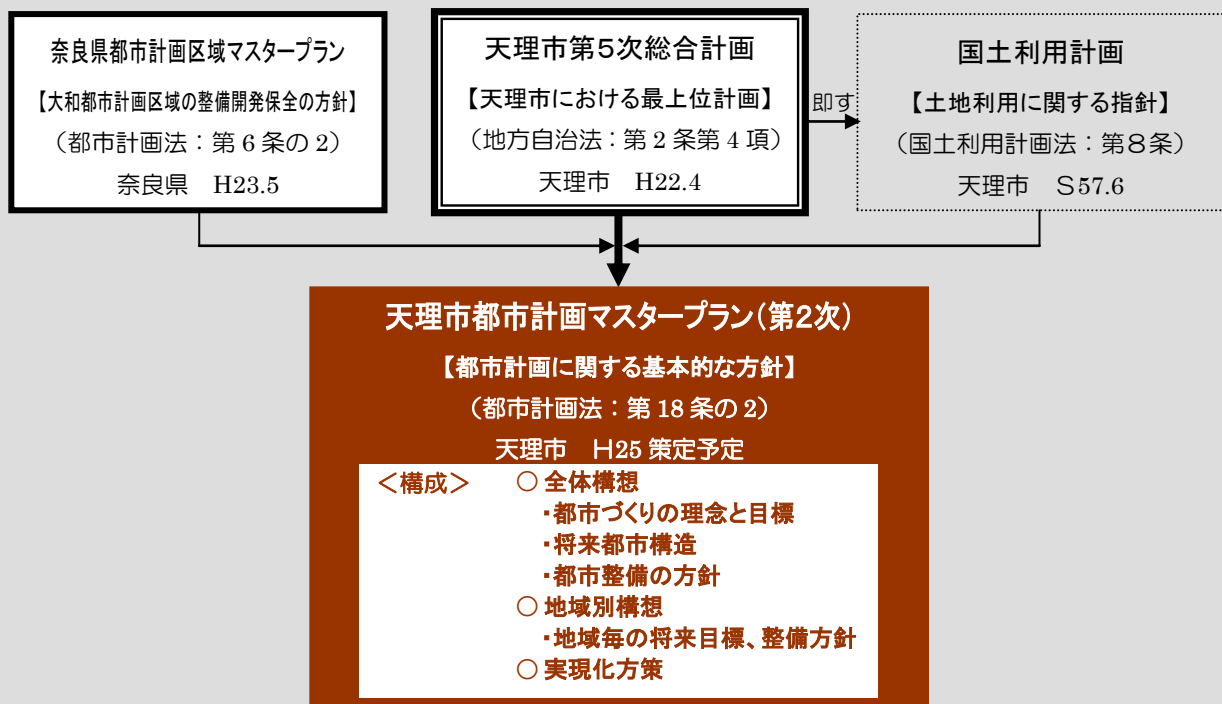


国土交通省ホームページより



まちの姿

### 【主な上位計画と計画の構成】

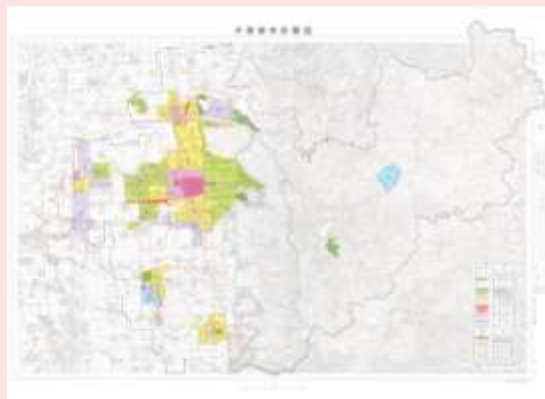


# 天理市都市計画マスタープラン（第2次） の策定について



## 都市計画について

- 都市計画とは、**都市の健全な発展と秩序ある整備**を図るための土地利用、都市施設及び市街地開発事業に関する計画です。**計画的なまちづくり**を行っていくため、土地の利用方法や建物の建て方のルール、道路や公園などの計画（位置や規模など）を定めます。
- 都市計画区域とは、**健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動**を確保するために、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域です。
- 天理市では、**行政区域全体が都市計画区域**であり、計画的な市街地の形成を図るため、必要に応じて市街地を積極的に整備する区域（市街化区域）と市街化を抑制する区域（市街化調整区域）の**2つに区分**しています。



天理都市計画図  
(まちづくり計画課で確認できます。)



まちの姿

### 【都市計画の構成】

#### 都市計画 マスタープラン

##### ① 土地利用に関する計画

土地の利用方法や建物の建て方のルールに関する計画です。  
(例:用途地域、地区計画 など)

##### ② 都市施設に関する計画

道路、公園、下水道などの都市施設に関する計画です。  
(例:都市計画道路、都市計画公園 など)

##### ③ 市街地開発事業に関する計画

新たな市街地の開発や旧来の市街地の再開発などに関する計画です。  
(例:土地区画整理事業、市街地再開発事業 など)

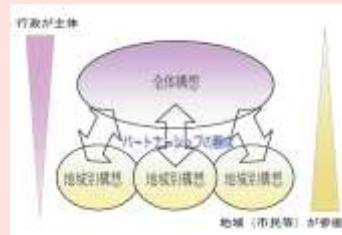
# 天理市都市計画マスタープラン（第2次） の策定について



## 策定体制について

■天理市都市計画マスタープラン（第2次）については、「策定委員会」と「検討部会」が中心となって計画づくりを行います。市民の意見を十分に反映するために、「アンケート」「まちづくり市民会議」「地域別まちづくり懇談会」などを適切な時期に行います。各会議の役割を明確にしながら、市民と行政の協働によって計画づくりを行います。

■なお、「まちづくり計画課」が事務局となり、計画素案の作成や会議運営など計画策定に関わる全般的な作業を行います。



市民と行政の協働イメージ



策定委員会  
イメージ



検討部会  
イメージ



地域別まちづくり  
懇談会イメージ



ポスターセッション  
イメージ

### 【策定体制】

